

《漏水》こんな場合は、料金の軽減が受けられます

ここからチェックしてください。

漏水場所は地中・床下・壁の中ですか？

いいえ

こんな原因が考えられます
・水洗トイレ、蛇口、給湯機、受水槽などの故障
・その他、地上部分の水道管破損など

はい

過去1年間に漏水に対する料金の軽減を受けていますか？

いいえ

はい

~~料金軽減の対象になりません~~

漏水の修理は終わりましたか？

はい

いいえ

東松山市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください

漏水量の一部が料金軽減の対象になります



東松山市指定給水装置工事事業者に修理完了報告書・工事写真を作成してもらい、軽減申請書を水道課へ提出します

修理が終わったら



水道料金の検針徴収業務は委託しています

水道課では検針業務、料金の徴収収納業務、水道開閉栓業務等を委託しています。委託している業者は、「株式会社関東サービス工社」です。委託業者の職員は身分証を携帯していますので、御不審の際は身分証の提示を求めらるか、水道課にご確認ください。

